

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）（抄）	1
○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）（抄）	2
○ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）	2
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）	3
○ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）	3

○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十四号）（抄）

（自動車検査独立行政法人法の一部改正）

第二条 自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
（略）

附 則

（確認調査に関する経過措置）

第二条 国土交通大臣は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法（次条において「新道路運送車両法」という。）第二十四条の二第一項の規定にかかわらず、平成三十年四月一日（以下「指定日」という。）の前日までは、政令で定める区域内に使用の本拠の位置を有する自動車の登録に関する確認調査（同項に規定する確認調査をいう。附則第十条において同じ。）を自ら行うものとする。

（職員の引継ぎ等）

第四条 施行日の前日又は指定日の前日において現に国土交通省の部局又は機関でそれぞれ政令で定めるものの職員である者は、国土交通大臣が指名する者を除き、別に辞令を発せられない限り、施行日又は指定日において、それぞれ独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の職員となるものとする。

2 前項の規定は、内閣府の部局又は機関で政令で定めるものの職員である者について準用する。この場合において、同項中「国土交通大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

（国の有する権利義務の承継）

第九条 施行日の前日又は指定日の前日において、第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し、現に国が有する権利及び義務のうちそれぞれ政令で定めるものは、施行日又は指定日において、それぞれ機構が承継する。

（国有財産の無償使用）

第十条 国土交通大臣は、施行日の前日又は指定日の前日において現に道路運送車両法第二章に規定する自動車の登録に関する確認調査に使用されている国有財産であつてそれぞれ政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

○ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第二十一号）（抄）

（独立行政法人自動車技術総合機構に職員を引き継ぐ国土交通省の部局又は機関）

第十九条 改正法附則第四条第一項の政令で定める国土交通省の部局又は機関のうち、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）の前日に係るものは、次に掲げる部局又は機関とする。

- 一 自動車局自動車情報課
- 二 神戸運輸監理部の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって国土交通大臣が定めるもの
- 三 札幌運輸支局、岩手運輸支局、宮城運輸支局、福島運輸支局、茨城運輸支局、群馬運輸支局、埼玉運輸支局、東京運輸支局、神奈川運輸支局、静岡運輸支局、愛知運輸支局、大阪運輸支局、奈良運輸支局、岡山運輸支局、山口運輸支局、愛媛運輸支局及び福岡運輸支局の内部組織のうち自動車の登録に関する事務を所掌するものであって国土交通大臣が定めるもの

（独立行政法人自動車技術総合機構が国から承継する権利及び義務）

第二十条 改正法附則第九条の政令で定める権利及び義務のうち、改正法施行日の前日に係るものは、次に掲げる権利及び義務とする。

- 一 国土交通大臣の所管に属する物品のうち国土交通大臣が指定するものに関する権利及び義務
- 二 改正法第二条の規定による改正後の独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）第十二条第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）に関し国が有する権利及び義務のうち前号に掲げるもの以外のものであって、国土交通大臣が指定するもの

（国有財産の無償使用）

第二十一条 改正法附則第十条の政令で定める国有財産のうち、改正法施行日の前日に係るものは、同日において現に専ら第十九条第二号及び第三号に掲げる部局又は機関に使用されている庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第二条第二項に規定する庁舎等をいう。）とする。

2 国土交通大臣は、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の理事長の申請に基づき、機構に対し、前項の国有財産を無償で使用させることができる。

○ 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）（抄）

（用語の定義）

第二条 この法律において「国有財産」、「行政財産」、「公共用財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所属替」又は「各省各庁」とは、

それぞれ国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項、第三条第二項、第四条第二項若しくは第三十二條第一項に規定する国有財産、行政財産、公共用財産、所管換、各省各庁の長、所属替又は各省各庁をいう。

2 この法律において「庁舎等」とは、次に掲げるものをいう。

一 行政財産のうち国の事務又は事業の用に供し、又は供するものと決定した庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。以下同じ。）

二 国の事務又は事業の用に供するために国が借り受けている建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地

3 (略)

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（独立行政法人自動車技術総合機構の確認調査）

第二十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の登録に関する事務のうち、その申請に係る事項に虚偽がないかどうかの確認その他の事実の確認をするために必要な調査（以下この条において「確認調査」という。）を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。

2 3 4 (略)

○ 独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。

四 3 六 (略)